

設計業務等変更ガイドライン

(調査・測量・設計等業務)

令和6年4月

鹿児島県農政部

目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	設計変更の基本事項	2
	（1）設計変更の対象とならないケース	2
	（2）設計変更の対象となるケース	3
	（3）変更の指示・設計変更にあたっての留意事項	10
3	設計変更の手続き	12
	（1）設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合の手続き	12
	（2）設計図書の表示が明確でない場合の手続き	13
	（3）設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と 相違する場合の手続き	14
	（4）発注者が必要であると認め、設計図書の内容を変更する場 合の手続き	15
	（5）業務の中止の場合の手続き	16
	（6）受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続き	17
4	設計変更の手続きフロー	18
5	関連事項	19
	（1）指定・任意の正しい運用	19

1 ガイドラインの目的

測量・調査・設計の業務（以下、「設計業務等」）の成果は、工事発注に際しての工事予算の把握、工事数量の算定及び工事発注図書の作成等に活用され、業務成果の出来が、工事コストや円滑な工事の実施、工事目的物の品質、維持管理コスト等に大きく影響を及ぼすことから、その品質を確保することは極めて重要です。

設計業務等を進めるに当たっては、発注者が業務の基本的な方針や仕様を明確に示し、受注者はそれらの方針等に基づき、自らの技術力や創意工夫を発揮し業務に取り組むことが求められます。さらには、発注者と受注者において、工事实施に必要な事項を整理するといった共通の目的を持ち、お互いの情報共有や意思疎通等が必要不可欠であります。適正な業務の履行確保と良好な成果品を得るためには、発注者の設計図書における適正な条件明示のみならず、履行条件の変化等に対応して適切な設計変更等を行うことが重要となります。

本ガイドラインは、設計業務等契約書等を踏まえ、鹿児島県農政部が発注する設計業務等において、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、発注者と受注者が相互に設計変更の正しいルールを理解しておくことで設計変更の円滑化及び適正化を図ることを目的にしています。

2 設計変更の基本事項

(1) 設計変更の対象とならないケース

◆以下のような場合においては、原則として「契約書第 25 条 第 26 条」の変更はできません。

(ただし、災害等緊急時はこの限りではない場合があります【契約書第 27 条 (臨機の措置)】。)

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず、又は発注者からの「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断した内容で業務を実施し、手戻りが生じた場合
- ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答等がない時点で協議している内容の業務を実施した場合
- ③ 受注者の「任意」の都合による提案を発注者の「承諾」を得て実施した場合
- ④ 設計業務等委託契約書及び共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合 (契約書 第 18 条～26 条, 第 31 条, 共通仕様書各条文 (設計業務 第 1-4 条, 第 1-21 条～1-24 条, 測量業務 第 22 条～25 条, 地質・土質調査業務 第 1-22 条～1-25 条))
- ⑤ 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等の場合

⇒ただし、契約書第 2 条 (指示等及び協議の書面主義) 2 項の緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(2) 設計変更の対象となるケース

- ◆以下に該当する場合は、所定の手続きを経て設計変更を行います。

設計業務等委託契約書第17条

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)に該当

- 受注者が実施した業務の内容について、発注者が修補を請求した場合において、当該不適合が発注者の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由による場合
⇒発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更するとともに、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

設計業務等委託契約書第18条(条件変更等)に該当

- 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合
- 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合
例) 設計条件や特別仕様書等の設計図書に間違いがある場合、条件明示する必要がある場合にも係わらず記載されるべき内容が抜けている場合 等
- 設計図書の表示が明確でない場合
例) 設計図書の表示が抽象的なため、業務の実施に当たって判断し得ない場合 等

- 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合

例) 自然的条件：水管橋の架設地点の地形条件（川幅，地表形状等）の相違，地質調査結果における支持層の位置の相違 等

人為的条件：現地調査にあたり立入条件の制約，関係機関及び第三者機関との協議結果による業務内容等の変更 等

- 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合

例) 自然生態上の貴重種の発見，新たな履行条件とならざるを得ない地元関係者からの要求 等

設計業務等委託契約書第 19 条（設計図書等の変更）に該当

- 発注者から設計図書等の変更に係る指示の変更内容を通知した場合

例) 新たな技術的観点から業務範囲を超える作業を指示した場合，比較検討や構造検討を実施した場合（最終成果に繋がらない途中段階の検討業務も含む）等

設計業務等委託契約書第20条（業務の中止）に該当

- 自然的又は人為的事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場等の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められる場合
- 発注者が必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止する場合
⇒発注者は必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は、受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたときや受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担を行う。

【受注者が業務を行うことができないと認められる場合の例】

- ① 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合
- ② 土地への立入りが承諾されないために業務が行えない場合
- ③ 埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた場合
- ④ 反対運動等の妨害活動があった場合

設計業務等委託契約書第21条（業務に係る受注者の提案）
に該当

- 受注者から技術的提案がなされ、発注者が認めた場合
⇒設計図書等において、受注者から技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項の提案がなされ、発注者が当該業務の履行において必要と認め、業務の変更・追加を通知した場合

設計業務等委託契約書第23条（受注者の請求による履行期間の延長）に該当

- 受注者の責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができない場合
⇒発注者は、必要があると認められるときは履行期間を延長しなければならない。その事由が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、必要に応じ業務委託料を変更するとともに、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【受注者の責めに帰することができない事由の例】

- ① 関係機関との協議が未了または協議遅延により方針の決定が遅れたことにより履行期間に影響を与えた場合
- ② 調査箇所の上り下り了解に時間を要したり、他発注の地質調

査の遅れなどにより履行期間に影響を与えた場合

- ③ 既往成果の設計に不備が多く、発注者による見直しにより業務開始までに時間を費やした場合
- ④ 設計に必要な地質データが不足しており、発注者による追加調査に伴い業務が遅延した場合

設計業務等委託契約書第24条（発注者の請求による履行期間の短縮等）に該当

- 発注者が特別な理由により履行期間を短縮する必要がある場合

⇒発注者は、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

【特別な理由の例】

- ① 何らかの理由による一部業務の取りやめ変更に伴い、必要最低限の履行期間に見直す必要がある場合
- ② 供用開始の前倒しに伴い、早期に工事を発注する必要性が生じ、当初履行期限よりも前倒しで成果品が必要となった場合

設計業務等共通仕様書第 1-4 条 「設計図書の点検」に該当

- 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲をこえる作業を実施する場合

⇒共通仕様書（設計業務 第 1-4 条，測量業務 第 5 条，地質・土質調査業務 第 1-4 条）の「設計図書の点検」の範囲をこえる作業を行う必要が生じた場合は，契約書第 18 条に基づき，発注者及び受注者で協議を行い，発注者は必要に応じ業務委託料を変更するとともに，受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【「設計図書の点検」の範囲をこえる作業の例】

- ① 水理計算や応力計算を伴う既存成果の照査
- ② 関係機関協議結果と既存成果の照査
- ③ 既存成果における設計計算と図面（詳細な配筋図等）の照査

【「設計図書の点検」の範囲の例】

- ① 適用すべき諸基準と整合した業務内容となっているか。
- ② 設計図書と現地が整合しているか。
- ③ 既存業務の成果，適用すべき諸基準の取違いの不備はないか。
- ④ 既存業務の調査結果等が適切か，調査不足は生じてないか。

- ⑤ 業務実施のための関係機関協議が実施済みか、協議内容が明示されているか。

【既存業務の成果品に誤りがあった場合の取扱い】

- ① 設計図書の点検において、既存業務の成果品に誤り等があることが認められた場合、受注者は速やかにその事実を発注者に報告しなければならない。
- ② 上記報告を受けた場合に発注者は、既存業務の受注者に対して成果品の欠陥及びその原因について調査を指示し、事実関係の確認を行うものとする。その結果、誤りが既存業務の受注者の責にある場合は、契約図書に基づく『契約不適合責任』請求を求めるものとし、速やかに修正させ、修正後の成果品を受注者へ提示する。
- ③ なお、成果品の誤りの原因が発注者の責による場合は、その費用は発注者が負担するものとする。また、既存業務の受注者、又は当該業務の受注者のどちらに修正させるかは、修正の内容及び効率的な業務の推進等を考慮のうえ、適切に判断するものとし、責任の所在を明確にしないまま費用負担も行わずに、安易にいずれかの受注者に修正を行わせることは、厳に慎まなければならない。

(3) 変更の指示・設計変更にあたっての留意事項

◆ 発注者及び受注者に共通する留意事項

設計業務等の委託契約は、発注者及び受注者が対等な立場でそれぞれの役割分担を適切に行った上で履行されるものであり、設計変更内容についても両者が合意し契約を締結することが不可欠である。

- 設計変更を行う必要が生じた場合においては、指示、通知等を書面で行う（契約書第2条第1項）。
- 緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者ともに指示等を口頭で行うことができるが、業務を実施しない日を除く7日以内に書面で交付しなければならない（契約書第2条第2項）。
- 設計変更の業務委託料や履行期間は、受注者と協議の上、決定する（契約書第25条、第26条）。

◆ 発注者の留意事項

設計業務等の履行は設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が業務の目的に沿った適切な履行ができるように、必要な履行条件を明示した設計図書を作成する義務がある。

また、業務履行中に変更の必要が生じた場合には、受注者に対して書面により適切な指示等を速やかに行わなければならない。

◆ 受注者の留意事項

受注者は、業務の目的を達せられるよう履行する義務があり、業務の履行にあたっては、発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。

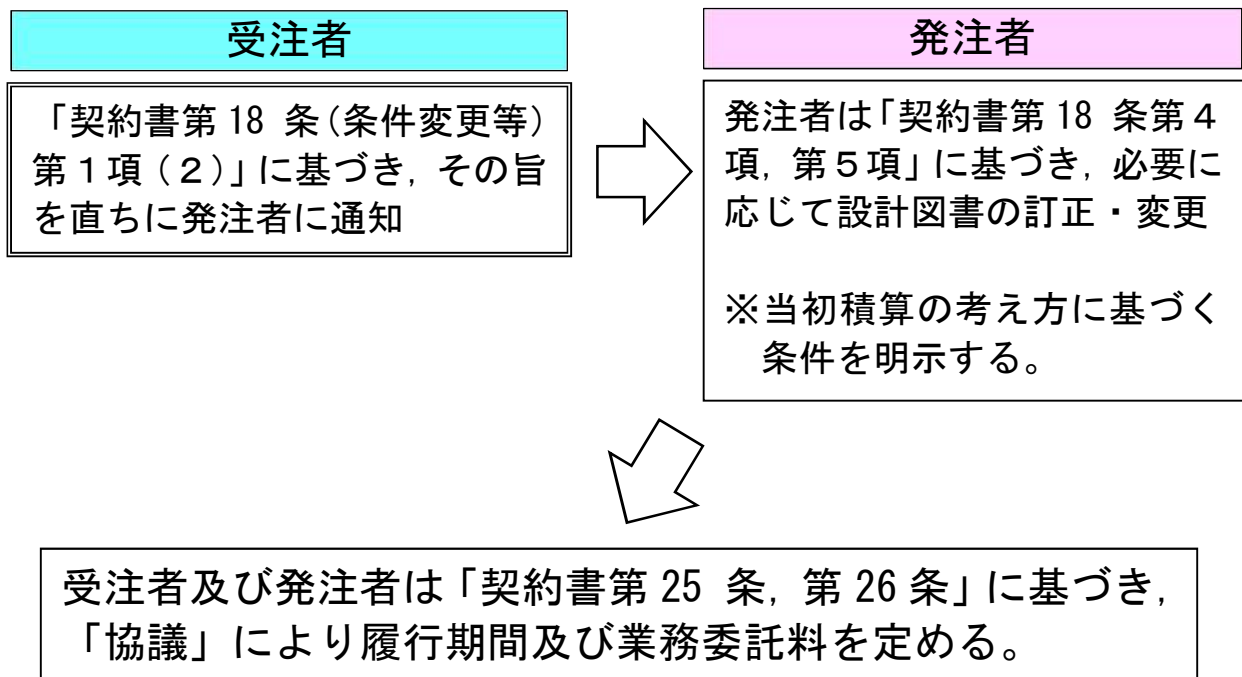
また、数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い業務を実施する（独自の判断で実施しない）。

3 設計変更の手続き

(1) 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合の手続き (契約書第 18 条第 1 項 (2))

○ 受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤びゅう又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。



【例】

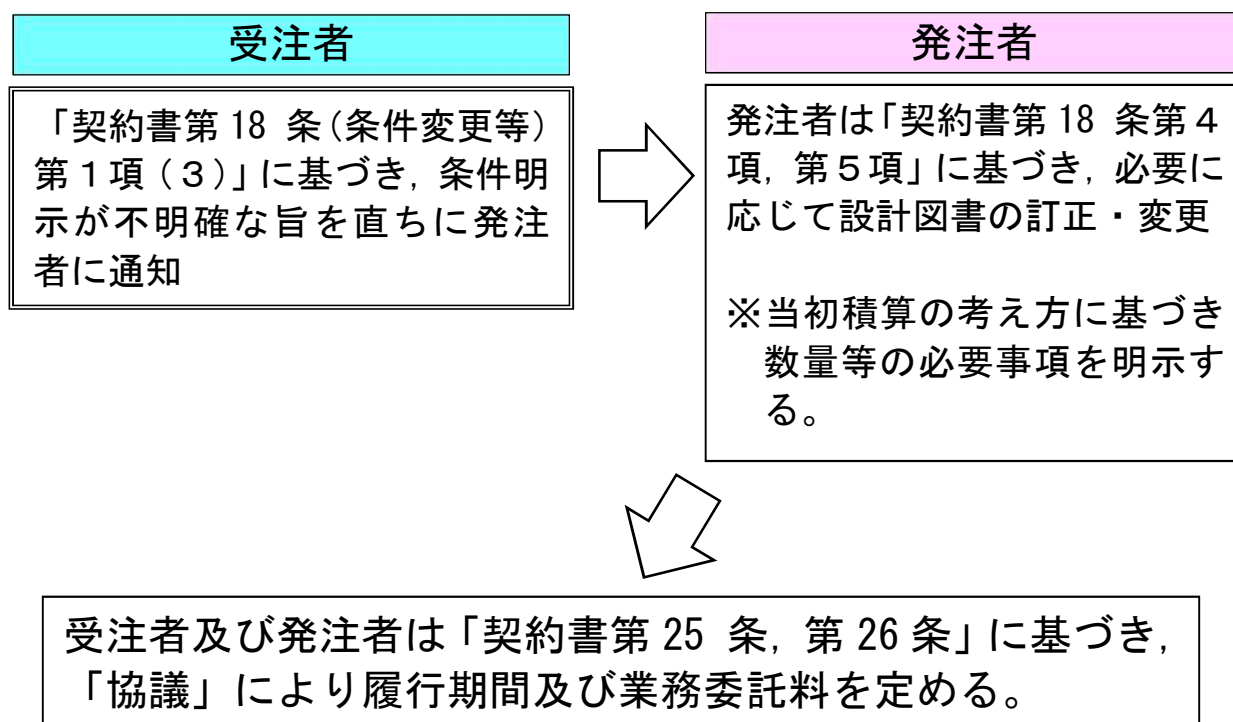
- ① 貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
- ② 必要な工種の設計について, 特別仕様書に明示がなかった。
- ③ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず, 設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項 (3))

○ 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正解、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。



【例】

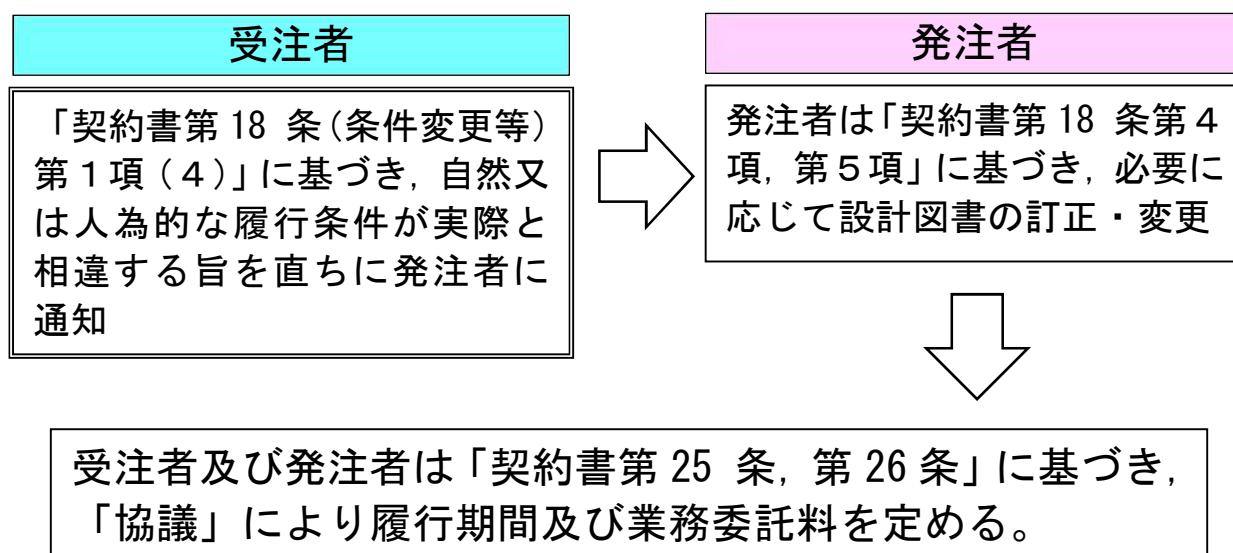
- ① 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
- ② 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
- ③ 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が 実際と相違する場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項 (4))

- 自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。

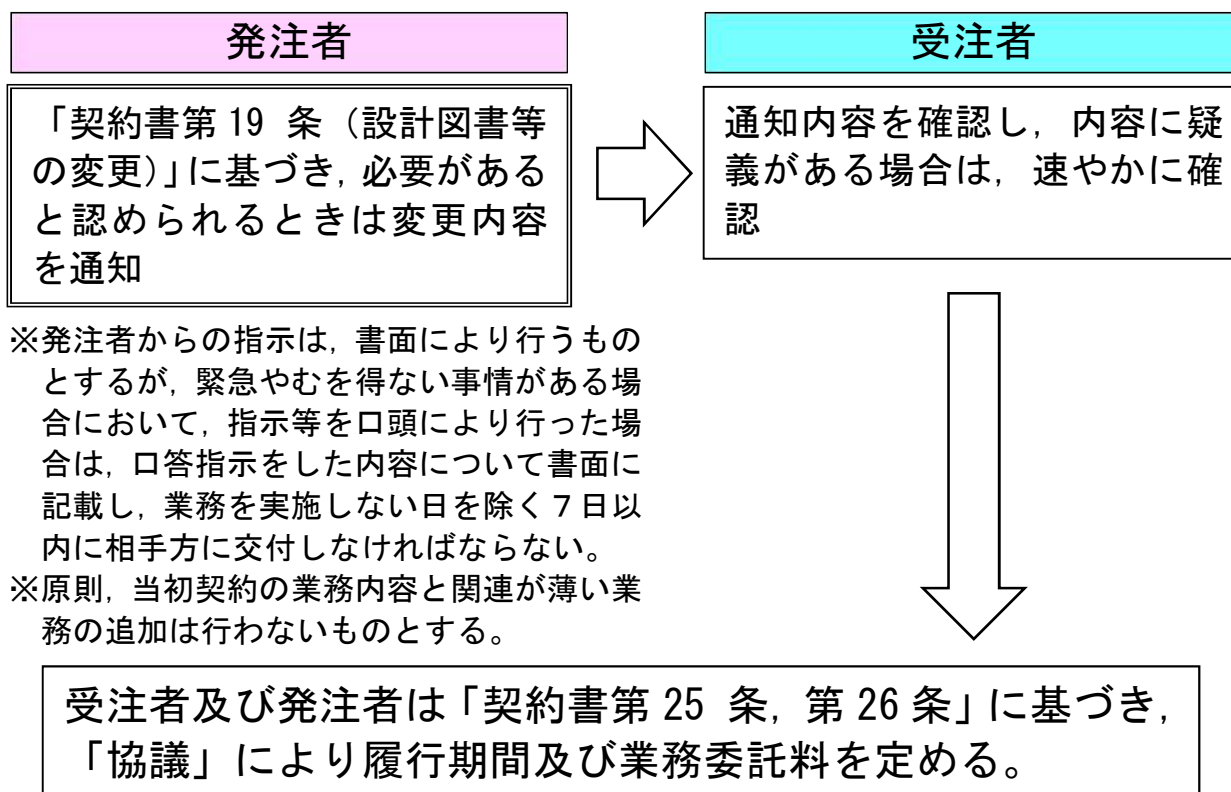


【例】

- ① 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた。
- ② 詳細な地質調査の結果や詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
- ③ 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。

(4) 発注者が必要であると認め、設計図書の内容を変更する場合の手続き（契約書第19条）

- 設計図書に明示された
 - ・ 条件について、検討範囲や数量を変更する場合
 - ・ 検討業務等について、業務内容や業務遂行条件が大幅に変更になる場合
(契約後に判明した条件変更等により、やむを得ず検討業務の入れ替えを行う場合等)
- 設計図書に明示されていない検討業務や要求する成果等を追加する場合



※発注者からの指示は、書面により行うものとするが、緊急やむを得ない事情がある場合において、指示等を口頭により行った場合は、口答指示をした内容について書面に記載し、業務を実施しない日を除く7日以内に相手方に交付しなければならない。

※原則、当初契約の業務内容と関連が薄い業務の追加は行わないものとする。

※業務の進捗に伴い、新たな技術的な観点から業務範囲を超える作業を指示した場合は、適切な費用を計上する。

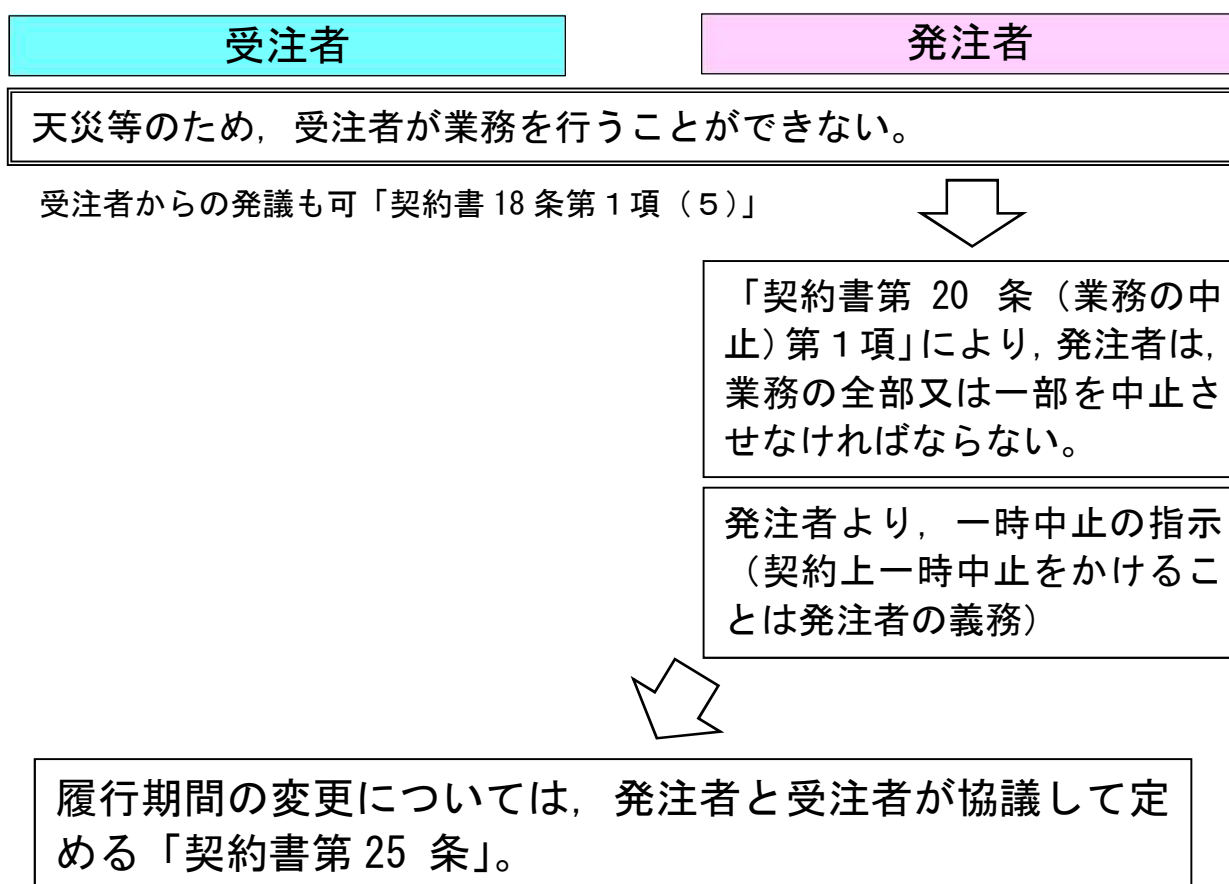
※発注者の指示により比較検討や構造検討等を実施した場合は、最終成果に繋がらない途中段階の検討業務についても、検討資料を成果として設計変更の対象とする。

※設計変更における業務委託料は、標準積算基準によるものとするが、業務内容を十分に精査し、必要に応じて見積りを徴収するなど適切に算出すること。

(5) 業務の中止の場合の手続き（契約書第 20 条）

共通仕様書（設計業務第 1-24 条，測量業務 第 25 条，
地質・土質調査業務 第 1-25 条）

- 第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により，業務を行うことができないと認められる場合があげられる（現場調査業務を委託し，契約書に規定されている場合に限る）。この場合には，発注者は業務の全部又は一部を中止させなければならない。



必要に応じて変更工程表等を提出

【例】

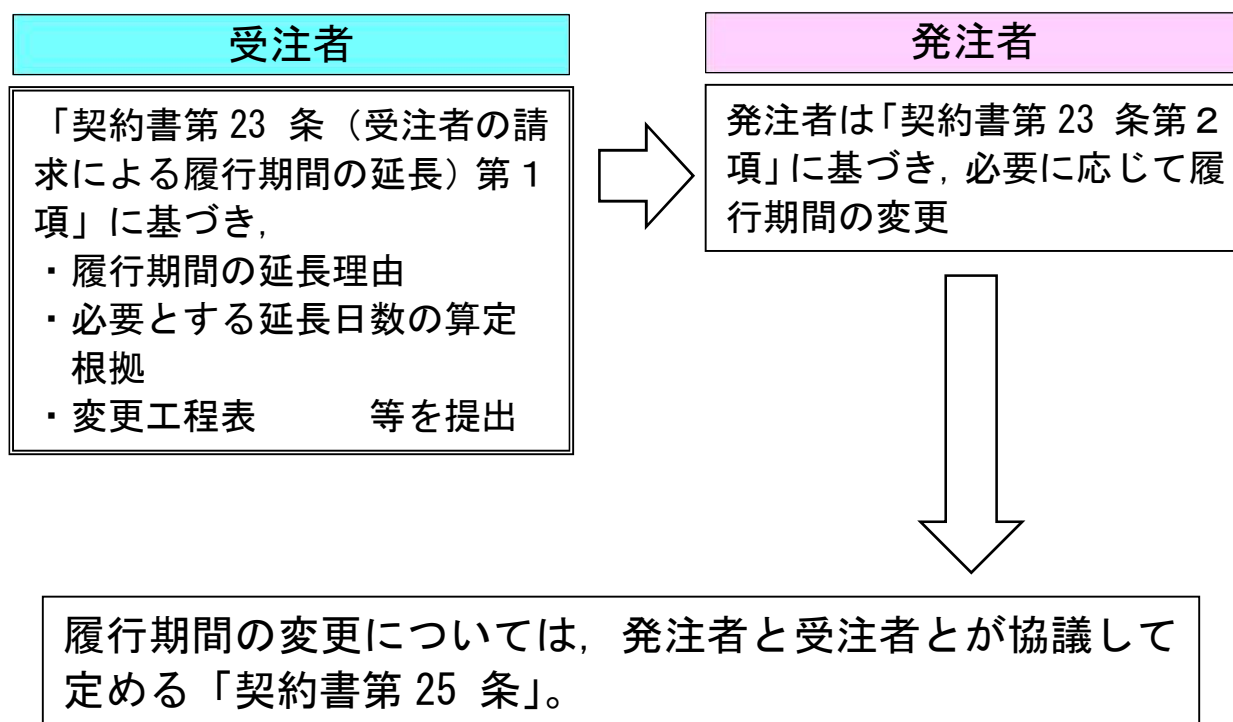
- ① 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- ② 環境問題等の発生により，設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
- ③ 天災等により，設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常態勢を取らざるを得ない状況が発生し，業務の続行が不適當又は不可能となった。

(6) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続き
(契約書第 23 条)

共通仕様書 (設計業務第 1-23 条, 測量業務 第 24 条,
地質・土質調査業務 第 1-24 条)

- 受注者の責めに帰すことができない事由 (第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により, 履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

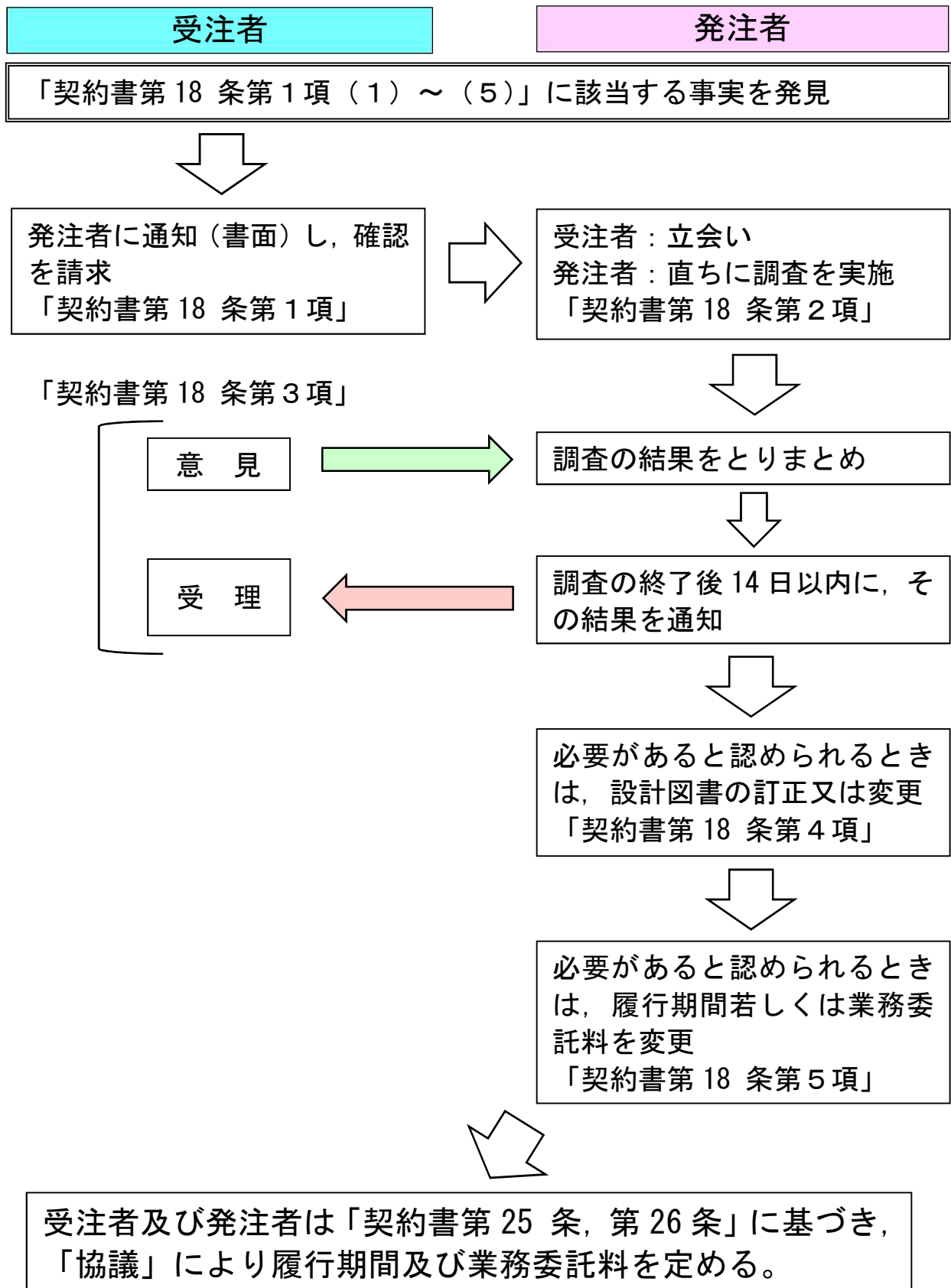
受注者は, 必要な場合には, 発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し, 発注者は請求された内容を確認し, 必要に応じて履行期間の延長を行う。



【例】

- ① 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- ② 天災等により業務の履行に支障が生じた。

4 設計変更の手続きフロー



5 関連事項

(1) 指定・任意の正しい運用

◆ 指定・任意については、設計業務等委託契約書第1条第4項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

○ 「指定」とは、設計図書のとおり作業を行うものです。

○ 「任意」とは、受注者の責任において自由に作業を行うものです。

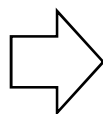
○ 契約書第1条第4項には、「受注者は、契約書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。」と明記されています。

○ 発注者は、指定・任意にかかわらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があることから、履行条件明示をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要です。

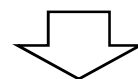
指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	履行方法等について具体的に指定する（契約条件として位置付け）。	履行方法等について具体的には指定しない（契約条件ではない）。
履行方法等の条件	変更する場合は，発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意で変更可能（業務計画書等の修正，提出は必要）
履行方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象	設計変更の対象としない
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の対象	設計変更の対象

履行方法等には，指定と任意があり，発注においては，指定と任意の部分を明確にする必要がある。



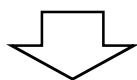
任意については，受注者が自らの責任で行うもので，履行方法等の選択は，受注者に委ねられている（変更の対象としない）。



発注者は任意の趣旨を踏まえ，適切な対応が必要

※任意における下記のような対応は不適切であり，必要がある場合は，条件明示において指定する。

- 調査業務等において，条件明示に具体的な手法を指定していないのに，〇〇で積算しているので，「〇〇以外での調査は不可」との対応（現地作業に係るもの）
- 新たな手法（解析・分析方法や構造計算プログラム）等の活用について受注者から提案があった場合に，「積算上の手法で実施」するよう対応（机上作業に係るもの）



ただし，任意であっても，設計図書に示された履行条件と実際の作業条件が一致しない場合は変更できる。

【参考資料】 用語の説明

- 「指示」とは、発注者が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 「通知」とは、発注者が受注者に対し、又は受注者が発注者に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 「承諾」とは、受注者が発注者に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、発注者が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 「報告」とは、受注者が発注者に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 「提出」とは、受注者が発注者に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 「協議」とは、書面により契約図書協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 「任意」とは、受注者の責任において自由に作業を行うものを行い、設計業務等を完了させるために必要な一切の手段を受注者の責任で行う。

- 「誤びゅう又は脱漏」とは、設計図書の内容に誤りがある又は設計図書に表示すべきことが表示されていないことをいう。
- 「手戻り」とは、作業手順を間違えるなどの原因により作業をやり直すことをいう。
- 「契約不適合責任」とは、
発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関しての契約の内容に適合しない物であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。(設計業務等契約書 第41条)